

議案第59号関連資料  
明石市国民健康保険条例の一部改正について  
議案第60号関連資料  
明石市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

## 1 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給

### (1) 目的

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われ、労務に服することができないときに支給する傷病手当金について定めるため、条例の一部を改正しようとするものです。

なお、自営業者の事業所得等については、傷病手当金の支給対象となりません。

### (2) 概要

#### ① 支給対象となる日数

療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日数

#### ② 支給額

直近3か月間の給与等の収入の合計額÷就労日数 × (2/3) × 支給対象となる日数 (上限あり)

#### ③ 適用期間

令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間で、療養のため労務に服することができない期間 (ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで)

### (3) 影響

傷病手当金の支給に係る費用は特別調整交付金により措置されるため、財政運営上の負担が生じることはありません。

### (4) 県下の状況

#### ① 国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給

県下の全市町が支給のため、条例の改正を行います。

#### ② 後期高齢者医療被保険者に対する傷病手当金の支給

兵庫県後期高齢者医療広域連合が同様の条例改正を行っており、申請の受付事務を明石市が行う旨を規定するため、明石市後期高齢者医療に関する条例の改正を行います。

## 2 国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ及び低所得者に対する保険料減額措置に係る所得判定基準の緩和

### (1) 目的

明石市国民健康保険条例に規定する保険料の賦課限度額（高所得者層に係る保険料負担の上限額）について、現行では国民健康保険法施行令（以下「政令」）の基準を3万円下回っていることから、国が3万円（基礎賦課分2万円＋介護納付金分1万円）引き上げるところを本市は4万円（基礎賦課分3万円＋介護納付金分1万円）引き上げることで、中間所得者層の保険料負担の緩和を図るとともに、政令の基準との格差を3万円から2万円に是正しようとするものです。

また、低所得者に対する保険料減額措置に係る所得判定基準について、これまでその対象であった者が物価上昇の影響により対象から外れることのないよう、政令を基準として所得判定基準を緩和しようとするものです。

## (2) 概要

### ① 保険料の賦課限度額の引き上げ

平成 30 年度の改正において、保険料率の見直しに伴う高所得者層への激変緩和措置として基礎賦課限度額を据え置いたため、政令の基準との格差が発生していることから、令和 2 年度は格差を 2 万円に縮めるものです。

令和元年度第 2 回明石市国民健康保険運営協議会へ諮問し、令和 2 年度の基礎賦課限度額を 61 万円、介護納付金賦課限度額を 17 万円に改正する旨の最終答申を得ています。

	①基礎賦課分	②後期高齢者支援金等分	③介護納付金分	①+②+③
現行	58 万円 (61 万円)	19 万円 (19 万円)	16 万円 (16 万円)	93 万円 (96 万円)
改正	61 万円 (63 万円)	19 万円 (19 万円)	17 万円 (17 万円)	97 万円 (99 万円)

( ) 内は政令の基準額

### ② 低所得者に対する保険料減額措置に係る所得判定基準の緩和

政令の基準に合わせて、5 割及び 2 割減額措置に係る所得判定基準を緩和します。

#### ア 5 割減額措置に係る所得判定基準の緩和

令和元年度	令和 2 年度 (改正)
33 万円+(28 万円×被保険者数)	33 万円+(28.5 万円×被保険者数)

#### イ 2 割減額措置に係る所得判定基準の緩和

令和元年度	令和 2 年度 (改正)
33 万円+(51 万円×被保険者数)	33 万円+(52 万円×被保険者数)

## (3) 影響

### ① 保険料の賦課限度額の引き上げ

対象世帯数…約 640 世帯 (見込み)

保険料影響額…約 2,000 万円増加 (見込み)

### ② 低所得者に対する保険料減額措置に係る所得判定基準の緩和

原則、対象世帯の拡大はありません。

なお、減額措置に伴う保険料の減収分は基盤安定交付金により措置されるため、財政運営上の負担が生じることはありません。

## (4) 県下の状況

### ① 保険料の賦課限度額の引き上げ

明石市を除く県下市町の賦課限度額は政令の基準に準拠しています。

### ② 低所得者に対する保険料減額措置に係る所得判定基準の緩和

県下の全市町が政令の基準に準拠した改正を行います。

## 3 施行期日

両条例とも公布の日とします。